

業務報酬規定

I 基本業務報酬

1. 月次報酬

① 税務顧問報酬（業務内容 月次監査・税務相談）

法人用	年間取引金額（※1）	年間所得金額（※2）	
	5千万円未満	1千万円未満	44,000円
	5千万円以上～1億円未満	2千万円未満	66,000円
	1億円以上～3億円未満	5千万円未満	77,000円
	3億円以上～5億円未満	1億円未満	88,000円
	5億円以上～10億円未満	2億円未満	110,000円
	10億円以上～30億円未満	5億円未満	137,500円
	30億円以上	5億円以上	165,000円

※1 年間取引金額はサービス業の場合は売上高、卸売業・小売業その他の場合は売上総利益（粗利益）

※2 年間所得金額は法人所得と代表者個人所得の合計

個人用	年間取引金額	年間所得金額	
	3千万円未満	5百万円未満	33,000円
	3千万円以上～5千万円未満	1千万円未満	44,000円
	5千万円以上～1億円未満	2千万円未満	55,000円
	1億円以上～2億円未満	5千万円未満	66,000円
	2億円以上～3億円未満	1億円未満	77,000円

●毎月の訪問または打合せが不要な場合は、上記金額から20%を減額いたします。

② 税務顧問報酬（業務内容 月次訪問・税務相談・記帳代行）

法人用	年間取引金額	年間所得金額	（月間仕訳数）	
	5千万円未満	1千万円未満	（100仕訳）	66,000円
	5千万円以上～1億円未満	2千万円未満	（200仕訳）	88,000円
	1億円以上～3億円未満	5千万円未満	（400仕訳）	110,000円
	3億円以上～5億円未満	1億円未満	（600仕訳）	165,000円

個人用	年間取引金額	年間所得金額	（月間仕訳数）	
	3千万円未満	5百万円未満	（50仕訳）	44,000円
	3千万円以上～5千万円未満	1千万円未満	（100仕訳）	55,000円
	5千万円以上～1億円未満	2千万円未満	（200仕訳）	66,000円
	1億円以上～2億円未満	5千万円未満	（300仕訳）	88,000円
	2億円以上～3億円未満	1億円未満	（400仕訳）	110,000円

●毎月の訪問または打合せではなく、郵送またはメール等により資料の受渡を希望される場合は、上記金額から20%を減額いたします。

③ 給与業務報酬

従業員数	5人未満	11,000円
（受給者数）	5人以上～10人未満	16,500円
	10人以上～15人未満	22,000円
	15人以上～20人未満	27,500円
	5人増すごとに	5,500円を加算

◆業務内容 給与計算・給与明細の作成・源泉所得税納付書作成、特別徴収市民税関係業務

2. 年次報酬

① 法人申告書作成報酬

年間取引金額	年間所得金額	
5千万円未満	1千万円未満	176,000円
5千万円以上～1億円未満	2千万円未満	264,000円
1億円以上～3億円未満	5千万円未満	308,000円
3億円以上～5億円未満	1億円未満	352,000円
5億円以上～10億円未満	2億円未満	440,000円
10億円以上～30億円未満	5億円未満	550,000円
30億円以上	5億円以上	660,000円

●ただし、租税特別措置法に基づく税額控除の適用を受ける場合は、法人税から控除された金額の11%の報酬が加算されます。

② 個人申告書作成報酬（給与収入・譲渡収入等すべてを含む）

年間取引金額	年間所得金額	
3千万円未満	5百万円未満	165,000円
3千万円以上～5千万円未満	1千万円未満	220,000円
5千万円以上～1億円未満	2千万円未満	275,000円
1億円以上～2億円未満	5千万円未満	330,000円
2億円以上～3億円未満	1億円未満	396,000円
	1億円増すごとに	66,000円を加算

●ただし、月次顧問契約があり事業所得のみの場合は、顧問報酬（1①）の4ヶ月分

③ 仮決算による中間申告書作成報酬 決算書作成報酬の40%

④ 年末調整業務報酬（給与ソフトが導入されている場合）

従業員数	5人未満	27,500円
(受給者数)	5人以上～10人未満	41,250円
	10人以上～20人未満	55,000円
	10人増すごとに	11,000円を加算

⑤ 年末調整業務報酬（給与ソフトが導入されていない場合）

従業員数	5人未満	55,000円
(受給者数)	5人以上～10人未満	82,500円
	10人以上～20人未満	110,000円
	10人増すごとに	22,000円を加算

⑥ 償却資産税申告書作成報酬 1市区町村につき 22,000円

3. M&A ファイナンシャルアドバイザー報酬

① 着手金 55万円（成功報酬が発生する場合は、②の報酬に充当します。）

② 成功報酬

株式売買金額	報酬料率
5千万円以下の部分	5.5%
5千万円超1億円以下の部分	4.4%
1億円超5億円以下の部分	3.3%
5億円超の部分	2.2%

●上記金額には消費税及び地方消費税が含まれております。

●成功報酬は売買金額の決済後に請求いたします。

II 相続・贈与関係業務報酬

1. 相続税申告書作成基本報酬

遺産の総額	5千万円未満	330,000円
	5千万円以上～7千万円未満	440,000円
	7千万円以上～1億円未満	550,000円
	1億円以上～2億円未満	660,000円
	2億円以上～3億円未満	770,000円
	3億円以上～4億円未満	880,000円
	4億円以上～5億円未満	990,000円
	1億円増すごとに	110,000円を加算

- ただし、相続財産が現金及び預金、居住用不動産、上場株式等、生命保険金、死亡退職金に限られる場合は、以下の報酬になります。

遺産の総額	1億円未満	440,000円
	1億円以上～2億円未満	550,000円
	2億円以上～3億円未満	660,000円
	1億円増すごとに	110,000円を加算

(注)

- ・遺産の総額とは、基礎控除・債務控除・小規模宅地等の減額・生命保険金や退職手当金の非課税金額などの控除前の遺産の合計額とします。
- ・物納・延納の申請をする場合は、申請税額×0.5%の報酬が別途加算されます。
- ・相続人が複数の場合は、基本報酬×10%×(相続人の数－1)の報酬が別途加算されます。

- ◆業務内容 相続税の申告書の作成・申告、遺産分割協議書の作成支援

2. 贈与税申告書作成報酬

取得財産の価額	5百万円未満	33,000円
	5百万円以上～1千万円未満	55,000円
	1千万円以上～2千万円未満	88,000円
	2千万円以上～3千万円未満	110,000円
	1千万円増すごとに	22,000円を加算

- ◆業務内容 贈与税の申告書の作成・申告

3. 相続税・贈与税申告書作成加算報酬

土地評価	1利用区画につき	55,000円
非上場株式評価	1社につき	220,000円
相続時精算課税制度の適用		33,000円
贈与税の配偶者控除の適用		33,000円
住宅取得資金の贈与税特例の適用		33,000円
添付書面作成		55,000円

4. 生前相続対策の指導報酬

相続税申告書作成報酬の40%

(注)

- ・相続対策指導による課税遺産総額減少見込額×3%の報酬が別途加算されます。

- ◆業務内容 現状把握（見込相続税額の算出）
相続対策（争族対策、相続税対策、相続資金の確保）

Ⅲ 税務相談報酬

1. 基本報酬

口頭によるもの	1時間につき	11,000円
書面によるもの	1事案につき	55,000円～

◆業務内容 簡易な税務相談

2. 調査研究報酬

事案により別途ご相談

◆業務内容 調査研究を要する税務相談

Ⅳ 調査立会い報酬(日当を含む)

1. 月次顧問契約のある場合	1日につき	55,000円
2. 月次顧問契約のない場合	1日につき	88,000円

Ⅴ 修正申告・更正の請求書作成報酬

1. 所得税・法人税・消費税	決算書作成報酬の20%
----------------	-------------

◆業務内容 法人税・消費税・地方税修正申告書、更正の請求書作成・申告

2. 相続税・贈与税

申告書作成報酬の40%

◆業務内容 相続税・贈与税修正申告書、更正の請求書作成・申告
(注)

法定申告期限までに遺産が未分割で、その後遺産分割時に再申告が必要な場合における報酬は、修正申告報酬に準ずるものとします。

Ⅵ 旅費・宿泊料および諸経費

実 費

Ⅶ その他業務報酬

別途ご相談

なお、上記報酬には消費税10%が含まれています。

令和6年8月1日改定



税理士法人
信和総合会計事務所

〒541-0046 大阪市中央区平野町3-3-9
湯木ビル6階
TEL 06-6221-1467 FAX 06-6221-1468
<https://www.shinwa-ac.net>